

議案第35号

専決処分事項の承認について

守谷市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年4月14日 提出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日

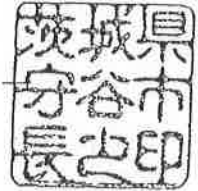
議案	頁数
35号	1

専 決 処 分 書

守谷市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

守谷市長 会 田 真



議案	頁数
35号	2

守谷市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

守谷市長 会 田 真 一

守谷市条例第16号

守谷市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(守谷市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 守谷市国民健康保険税条例(昭和41年守谷町条例第186号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第21条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改める。

(守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成26年守谷市条例第34号)を次のように改正する。

第21条に1号を加える改正規定中「45万円」を「47万円」に改める。

(守谷市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 守谷市国民健康保険条例(昭和34年守谷町条例第29号)を次のように改正する。

第10条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の守谷市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案	頁数
35号	3

提案理由（議案第35号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、また、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、守谷市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の内容は、賦課限度額の引き上げ、低所得世帯への軽減判定所得の拡大及び引用条項の改正です。

よろしく、御承認くださるようお願いいたします。

議案	頁数
35号	4

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、</p>

16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

14万円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アからカまで (略)

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>第21条中「及びカ」を削り、同条第1号ア中「1万2,000円」を「1万6,800円」に改め、同号イi中「1万3,200円」を「1万5,400円」に改め、同号イii中「6,600円」を「7,700円」に改め、同号イiii中「9,900円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「6,300円」に改め、同号エi中「2,400円」を「6,300円」に改め、同号エii中「1,200円」を「3,150円」に改め、同号エiii中「1,800円」を「4,725円」に改め、同号オ中「5,820円」を「1万2,600円」に改め、同号カを削り、同条第2号ア中「8,000円」を「1万2,000円」に改め、同号イi中「8,800円」を「1万1,000円」に改め、同号イii中「4,400円」を「5,500円」に改め、同号イiii中「6,600円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「4,500円」に改め、同号エi中「1,600円」を「4,500円」に改め、同号エii中「800円」を「2,250円」に改め、同号エiii中「1,200円」を「3,375円」に改め、同号オ中「3,880円」を「9,000円」に改め、同号カを削り、同条に次の1号を加える。</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定</p>	<p>第21条中「及びカ」を削り、同条第1号ア中「1万2,000円」を「1万6,800円」に改め、同号イi中「1万3,200円」を「1万5,400円」に改め、同号イii中「6,600円」を「7,700円」に改め、同号イiii中「9,900円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「2,400円」を「6,300円」に改め、同号エi中「2,400円」を「6,300円」に改め、同号エii中「1,200円」を「3,150円」に改め、同号エiii中「1,800円」を「4,725円」に改め、同号オ中「5,820円」を「1万2,600円」に改め、同号カを削り、同条第2号ア中「8,000円」を「1万2,000円」に改め、同号イi中「8,800円」を「1万1,000円」に改め、同号イii中「4,400円」を「5,500円」に改め、同号イiii中「6,600円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「4,500円」に改め、同号エi中「1,600円」を「4,500円」に改め、同号エii中「800円」を「2,250円」に改め、同号エiii中「1,200円」を「3,375円」に改め、同号オ中「3,880円」を「9,000円」に改め、同号カを削り、同条に次の1号を加える。</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定</p>

同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額
を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当す
る者を除く。）
アからオまで （略）

同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額
を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当す
る者を除く。）
アからオまで （略）

守谷市国民健康保険条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行
<p>第10条 市は、<u>法第72条の5</u>に規定する特定健康診 査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業 であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲 げる事業を行う。 (1) から (4) まで (略)</p>	<p>第10条 市は、<u>法第72条の4</u>に規定する特定健康診 査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業 であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲 げる事業を行う。 (1) から (4) まで (略)</p>